

## 部門役員候補者選定申し合わせ

部門役員候補者選定にあたっては、本申し合わせを参照のうえ、選定すること。  
なお、各事項については、毎年部門役員会において確認を行なう。

1. 「部門長」は、部門役員、部門委員の経験者等から選出する。
2. 「A、C 部門長」と「B、D 部門長」は、交互に学界と産業界の組み合わせとする。
3. 「副部門長」は、「A、B 副部門長」と「C、D 副部門長」は、交互に学界と産業界の組み合わせとする。また、なるべく一地域に偏しないようにする。
4. 各部門の2名の「研究経営担当」は、学界と産業界の組み合わせとする。
5. 各部門の2名の「編修担当」は、学界と産業界の組み合わせとするとともに、論文査読委員の経験者から選出する。
6. 「部門役員」は、「役員」と兼任しない。

(改廃等)

1. 平成3年3月、理事会において承認。
2. 平成18年4月26日、理事会において改正、承認。